

事業者の方へ

「治療と仕事の両立支援助成金」【環境整備コース】 の手引（令和元年度版）

事業者の方が、労働者の傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入することは、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、健康経営の実現、多様な人材の活用による組織や事業の活性化、組織としての社会的責任の実現、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義があるとされています。

この「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）」は、事業者の方が、両立支援環境整備計画を作成し、計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合に、事業者が費用の助成を受けることができる制度です。

治療と仕事の両立支援制度の導入のために、是非ご活用ください。

※この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

＜助成対象・助成金額＞

両立支援環境整備計画を作成し、計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合に助成します。

1企業当たり、200,000円を1回限り助成します。



独立行政法人労働者健康安全機構

勤労者医療・産業保健部

用語の説明

■傷病を負った労働者

事業者に直接雇用される者のうち、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病を負った者をいう。

■両立支援制度

雇用する反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者の治療と仕事との両立の支援に資する一定の就業上の措置。(時間単位の年次有給休暇、傷病休暇、病気休暇(取得条件や取得中の処遇(賃金の支払いの有無等)は問わない)などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度などの勤務制度など。)

■両立支援制度の導入

両立支援制度の導入とは、労働協約又は就業規則を変更することにより、両立支援制度を新たに定めることをいう。

■両立支援制度の実施

両立支援制度の実施とは、導入した両立支援制度を適切かつ効果的に実施することをいう。

■制度の導入日

制度の導入日とは、新たに両立支援制度を定めた労働協約又は就業規則の施行年月日をいう。ただし、労働協約又は就業規則において制度に係る施行年月日が定められていない場合にあっては、労働協約であればその締結日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署又は地方運輸局(運輸管理部を含む。以下

「労働基準監督署」という。)に届け出た日とする。なお、常時10人未満の労働者を使用する事業者が作成する就業規則であって、施行年月日が定められていない場合にあっては、当該就業規則を労働者全員に対して書面により周知した日とする。

■両立支援環境整備計画

両立支援環境整備計画とは、両立支援制度を導入する事業者が作成する計画であり、導入する両立支援制度の内容等を記載するものをいう。

■労働協約

労働組合と使用者が、労働条件等労使関係に関する事項について合意したこと を文書に作成して、その双方が署名又は押印したものをいう。

■就業規則

常時 10 人以上の労働者を使用する事業者にあっては、管轄する労働基準監督署 等に届け出た就業規則（就業規則において別途定めることとされている規程・ 規則等を含む。）をいう。常時 10 人未満の労働者を使用する事業者にあって は、労働基準監督署等に届け出た就業規則又は労働者全員に周知されたことが 確認できる書面が添付された就業規則をいう。

■両立支援コーディネーター

「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について (平成 30 年 3 月 30 日付け基安発第 0330 号)」に基づく研修を修了した者。

◆申請にあたっての留意事項◆

- 申請書類への記入の際には「助成金の手引」を熟読いただき、「記載漏れ」や「記載誤り」が無いようお願いします。送付前には、必ず「助成金支給申請チェックリスト兼同意書」で自己点検いただきますようお願いします。
- 申請書類の内容に関する問い合わせが必要な場合には様式第1号に記載いただいた事業場のご担当者様宛に連絡いたします。ご担当者様は助成金の仕組み等を十分ご理解の上申請し、問い合わせの際はご対応くださいようお願いいたします。
- 申請書、契約書等のご提出いただく書類について、正式に申請いただく前に内容を事前審査することはいたしかねます。
- ご提出いただいた申請書類の内容についてお問い合わせさせていただく場合がございますので、ご提出の際は控え用にコピーをお取りいただき、大切に保管してください。
- 申請書類はすべてA4サイズにそろえ、ホチキス止めはしないでください。
- 申請書類をご記入いただく際はボールペン（筆記した文字等を容易に消すことができないもの）でご記入ください。
- 助成金を申請いただいたてから、審査の後、支給決定及び振込みまで、短い場合2～3か月、長い場合6か月程度の期間を要しますので予めご了承下さい。（1月から3月までの間は申請が集中します。）
また、申請書類の記載漏れ、記載誤り、提出書類の不足等があった場合は、受付・審査にさらにお時間がかかります。
- 審査の進捗状況や振込みの時期についてのお問い合わせにはお答えいたしかねます。

目 次

I 制度の概要	- 1 -
1 助成金の概要	- 1 -
2 助成金を受けるための要件	- 1 -
3 助成対象	- 3 -
4 助成金額	- 3 -
II 支給申請手続き等について	- 4 -
1 手続きの流れ	- 4 -
2 両立支援環境整備計画の申請	- 5 -
3 審査結果の通知	- 6 -
4 治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請	- 6 -
5 審査結果の通知と助成金支給方法	- 8 -
6 助成金に係る証拠書類等の保管	- 9 -
7 不正受給	- 9 -
III 様式一覧	- 10 -
1 治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計 画（変更）申請書（様式第1号）	- 11 -
2 両立支援環境整備計画書（様式第2号）	- 12 -
3 治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請書（様式第 6号）	- 13 -
4 両立支援環境整備実施状況報告書（様式第7号）	- 14 -
IV 全国の産業保健総合支援センター一覧	- 16 -

I 制度の概要

1 助成金の概要

事業者が、両立支援環境整備計画を作成し、計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合に、事業者が費用の助成を受けることができる制度です。

2 助成金を受けるための要件

申請前に、次の要件を全て満たしているか、必ず確認してください。

事業者の要件

- ① 労働保険の適用事業場であること。(当機構では厚生労働省のホームページ掲載の「労働保険適用事業場検索」で該当する事業場を適用事業場とみなしています。)
- ② 認定された両立支援環境整備計画（以下「認定両立支援環境整備計画」という。）に基づき、当該計画期間内に⑤、⑥及び⑦の要件を満たす両立支援制度の導入を新たに行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した事業者であること。
- ③ 両立支援コーディネーターの配置に当たっては、以下 a、b 及び c のいずれも該当する事業者であること。
 - a 認定両立支援環境整備計画の期間において、雇用している労働者に養成研修を受講、修了させた事業者であること。
 - b 支給申請時点において、両立支援コーディネーターを一般被保険者等として継続して1年以上雇用することが確実であると認められる事業者であること。

- c 養成研修の費用（交通費、宿泊費等）が発生する場合は、事業者がこれを全て負担していること。
- ④ 過去に両立支援コーディネーターを配置したことを事由として、障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）（平成30年4月から「障害や傷病治療と仕事の両立支援コース」に改称）及び本助成金を受給していないこと。

両立支援制度の要件

- ⑤ がん等の反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える労働者の、障害や傷病に応じた治療のための配慮を行う制度であること。（時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度などの勤務制度など。）
- ⑥ 雇用形態を問わず雇用保険一般被保険者に適用される両立支援制度であること（上記以外の者に適用されることを妨げない。）
- ⑦ 当該制度が実施されるための合理的な条件（両立支援制度を労働者に適用するための要件及び基準、手続き等）が労働協約又は就業規則に明示されていること。

※ 助成金の支給申請時に、申請書類とともに支給要件を満たしていることの確認を受けるため、証明書類の添付が必要となります。

3 助成対象

両立支援環境整備計画を作成し、計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合に、申請に基づき助成されます。

4 助成金額

次の費用が助成されます。

1企業又は1個人事業主当たり一律 200,000 円。ただし 1企業又は1個人事業主当たり将来にわたり 1回限り助成されます。

II 支給申請手続き等について

1 手続きの流れ

助成金を受け取るまでの手続きは次のとおりです。

①両立支援環境整備計画書の作成

計画期間や両立支援コーディネーターの配置に係る方針等を明記した両立支援環境整備計画書を作成する。



②両立支援環境整備計画書の認定申請

両立支援環境整備計画申請書に両立支援環境整備計画書を添えて、労働者健康安全機構へ提出する。



③両立支援環境整備計画認定通知の受取

労働者健康安全機構から認定通知が届く。



④両立支援コーディネーターの配置

認定両立支援環境整備計画の期間中に、雇用している労働者に両立支援コーディネーター研修（労働者健康安全機構が実施）を受講、修了させる。（当該計画期間中に修了できない場合は、計画の変更申請を行い、変更の認定を受ける。）



⑤両立支援制度の導入

両立支援制度を社内に導入し、導入した両立支援制度と配置した両立支援コーディネーターを労働者に周知する。



⑥治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請

必要な書類を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を提出する。



⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

2 両立支援環境整備計画の申請

(1) 提出書類及び添付書類

■提出書類

- ・「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画（変更）申請書」（様式第1号）

■添付書類

- ・現行の全ての労働協約又は就業規則
- ・「両立支援環境整備計画書」（様式第2号）
- ・就業規則の改正（案）又は労働協約（案）
- ・返信用封筒（通知書返信用、84円切手貼付）

(2) 申請期間

認定両立支援環境整備計画の計画期間（※）の開始日の6か月前の日から1か月前の日の前日まで提出できます。

（※）両立支援制度を導入する月の初日又は両立支援コーディネーターを配置する予定の月の初日のいずれか早いほうの日を起算日とし、1年以内とします。

(3) 申請者

事業者（登記上の本店又は本社機能を有する事業場の事業者）の代表者が申請してください。

(4) 届出先

独立行政法人労働者健康安全機構

勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課 宛て

〒211-0021

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

TEL : 0570-783046 FAX : 044-411-5531

3 審査結果の通知

「2 両立支援環境整備計画の申請」に記載の書類を提出後、内容が適当である場合は、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画認定通知書」（様式第3号）が送付されます。（両立支援環境整備計画の計画期間の開始日の前日までに認定を受ける必要があります。）

また、内容が適当でない場合は、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画不認定通知書」（様式第4号）が送付されます。

なお、認定を受けた後でも、計画期間を超えて両立支援コーディネーターを配置した場合等は、認定を取り消して「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画認定取消通知書」（様式第5号）が送付されます。

4 治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請

（1）提出書類及び添付書類

■提出書類

- ・「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請書」（様式第6号）

■添付書類

- ・導入した両立支援制度の内容が確認できる次のいずれかの書類
 - ・制度を明示した労働協約
 - ・制度を明示した就業規則（常時 10 名以上の労働者を使用する事業場の場合は、労働基準監督署等の受理印のあるものであること。常時 10 人未満の労働者を使用する事業場の場合は、労働者全員に周知されたことが確認できる書面が添付されたものであること。）
- ・両立支援コーディネーターを配置したことが確認できる次の全ての書類
 - ・両立支援コーディネーター養成研修を受講、修了したことを証明する書類
 - ・両立支援コーディネーター養成研修を受講した労働者が、配置した日（養成研修修了日の翌日）から 1 年以上継続して雇用することが確実であることを証明する、雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
 - ・両立支援コーディネーター養成研修の受講に当たって交通費、宿泊費が発生した場合、当該費用を全て事業者が負担していることを証明する書類
 - ・配置した両立支援コーディネーターに、養成研修受講期間中の賃金が全額支給されていることが確認できる賃金台帳等の書類
- ・両立支援環境整備実施状況報告書（様式第 7 号）
- ・労働保険概算・確定保険料申告書等の写し
- ・振込先の通帳（写）等（振込先の名義（フリガナが記載されたもの）、口座番号が確認できるもの）
- ・返信用封筒（通知書返信用、84 円切手貼付）

（2）申請期間

両立支援環境整備計画の計画期間の末日の翌日から起算して 2 か月

以内に申請してください。なお、提出期間を過ぎると支給申請することができなくなりますのでご注意下さい。

(3) 申請者

事業者（登記上の本店又は本社機能を有する事業場の事業者）の代表者が申請してください。

(4) 届出先

独立行政法人労働者健康安全機構

勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課 宛て

〒211-0021

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

TEL：0570-783046 FAX：044-411-5531

5 審査結果の通知と助成金支給方法

(1) 審査結果の通知

「4 治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請」に記載の書類を提出後、内容が適当である場合は、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給決定通知書」（様式第8号）が送付されます。

また、内容が適当でない場合は、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）不支給決定通知書」（様式第9号）が送付されます。

(2) 助成金支給方法

助成金の支給が決定された場合は、申請時の添付書類「振込先の通

帳（写）等」に記載された金融機関口座へ振込により支払われます。

6 助成金に係る証拠書類等の保管

※ 助成金の支給を受けた事業者は、申請に関する書類につきまして、助成金を受給した翌年から起算して、5年間保存してください。

7 不正受給

※ 偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画認定取消通知書」（様式第5号）を通知して、助成金を返還していただきます。

III 様式一覧

各様式は、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページからダウンロードできます。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabcid/1383/Default.aspx>

支給申請関係	
様式番号	様式名称
第 1 号	治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画（変更）申請書
第 2 号	両立支援環境整備計画書
第 6 号	治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請書
第 7 号	両立支援環境整備実施状況報告書

1 治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備 計画（変更）申請書（様式第1号）

（様式第1号）

受付No.

（記入不要）

治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）

両立支援環境整備計画（変更）申請書

労働者健康安全機構理事長 殿

申請日 令和 年 月 日

【請求者】

所在地	〒			
(フリガナ)		(フリガナ)	(役職)	
名 称		代表者		氏 名 印
申請書作成 担当者	所 属	フリガナ 氏 名		電話番号

治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給要領第5条に基づき、両立支援環境整備計画を両立支援環境整備計画書（様式第2号）（別添）のとおり策定しましたので、下記のとおり計画書の認定を申請します。

記

両立支援制度整備計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
両立支援制度整備計画	別添のとおり
申 請 予 定 額	万円

（R1.5）

2 両立支援環境整備計画書（様式第2号）

(様式第2号)

両立支援環境整備計画書

1. 計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
2. 現状・課題	
3. 制度の種類	<input type="checkbox"/> 休暇制度 → <input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 勤務制度 → <input type="checkbox"/> フレックスタイム制度 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> ほか → <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 在宅勤務（テレワーク） <input type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> ほか ()
4. ※制度の概要、 当該項目が盛りこまれた就業規則の改正案又は労働協約案（別紙）でも可。	<p>【制度の概要・趣旨・目的】</p> <p>【制度の適用基準】</p> <p>【配置する両立支援コーディネーターについて】 (配置予定期限、その他両立支援コーディネーターの配置に当たっての方針等)</p> <p>【その他】</p>
5. 施行日等	<p>【就業規則の労働基準監督署等への届出予定期日又は労働協約の締結予定期日】 → 令和 年 月 日 頃</p> <p>【就業規則又は労働協約に係る従業員への周知予定期日（従業員への書面による周知日、説明会日程等）】 → 令和 年 月 日 頃</p> <p>【就業規則又は労働協約の施行予定期日】 → 令和 年 月 日 頃</p>

(R1.5)

3 治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請書（様式 第6号）

(様式第6号)

受付No.
(記入不要)

治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース） 支給申請書

労働者健康安全機構理事長 殿

申請日 令和 年 月 日

【請求者】

所在地	〒		
(フリガナ)		(フリガナ)	(役職)
名称		代表者	氏名 印
申請書作成 担当者	所属	フリガナ 氏名	電話番号

治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給要領第10条に基づき、下記のとおり実施しましたので、支給を申請します。

両立支援制度整備計画期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
認定年月日	令和 年 月 日	認定番号
配置した 両立支援 コーディ ネーター	氏名	
	雇用保険被保険者番号 ()	
	配置完了日（研修終了日）	令和 年 月 日
	研修の受講に当たって発生した費用の有無（有・無）	
本人署名	研修の受講に当たり、自己負担はありません。 氏名 印	
申請金額	万円	

(R1.5)

4 両立支援環境整備実施状況報告書（様式第7号）

(様式第7号)

両立支援環境整備実施状況報告書

1. 計画期間			
2. 現状・課題	<input type="checkbox"/> 計画のとおり		
3. 制度の種類	<input type="checkbox"/> 休暇制度 → <input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 勤務制度 → <input type="checkbox"/> フレックスタイム制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務（テレワーク） <input type="checkbox"/> ほか、 → <input type="checkbox"/> （ ）	<input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 試し出勤制度	<input type="checkbox"/> ほか、（ ） <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> ほか、（ ）
4. 制度の概要 制度が実施されるための合理的な条件、事業主の費用負担等	<p>【制度の概要・趣旨・目的】 <input type="checkbox"/> 計画のとおり</p> <p>【制度の適用基準】 <input type="checkbox"/> 計画のとおり</p> <p>【両立支援コーディネーターの配置について】 <input type="checkbox"/> 計画のとおり</p> <p>【その他】 <input type="checkbox"/> 計画のとおり</p>		
5. 施行日等	<p>【就業規則の労働基準監督署等への届出日又は労働協約の締結日】 → 令和____年____月____日</p> <p>【就業規則又は労働協約に係る従業員への周知日（従業員への書面による周知日、説明会日程等）】 → 令和____年____月____日</p> <p>【就業規則又は労働協約の施行日】 → 令和____年____月____日</p>		

(R1.5)

IV 全国の産業保健総合支援センター一覧

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道 産業保健総合支援センター	〒060-0001	北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F	011-242-7701
青森 産業保健総合支援センター	〒030-0862	青森県青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル8階	017-731-3661
岩手 産業保健総合支援センター	〒020-0045	岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス14階	019-621-5366
宮城 産業保健総合支援センター	〒980-6015	宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 SS30 15階	022-267-4229
秋田 産業保健総合支援センター	〒010-0874	秋田県秋田市千秋久保田町6丁目6番 秋田県総合保健センター4階	018-884-7771
山形 産業保健総合支援センター	〒990-0047	山形県山形市旅籠町3丁目1番4号 食糧会館4階	023-624-5188
福島 産業保健総合支援センター	〒960-8031	福島県福島市栄町6番6号 NBFユニックスビル10階	024-526-0526
茨城 産業保健総合支援センター	〒310-0021	茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階	029-300-1221
栃木 産業保健総合支援センター	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り1丁目4番24号 MSCビル4階	028-643-0685
群馬 産業保健総合支援センター	〒371-0022	群馬県前橋市千代田町1丁目7番4号 群馬メディカルセンタービル2階	027-233-0026
埼玉 産業保健総合支援センター	〒330-0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番19号 全電通埼玉会館あけぼのビル3階	048-829-2661
千葉 産業保健総合支援センター	〒260-0013	千葉県千葉市中央区中央3丁目3番8号 日進センター8階	043-202-3639
東京 産業保健総合支援センター	〒102-0075	千代田区三番町6番14号日本生命三番町ビル3階	03-5211-4480
神奈川 産業保健総合支援センター	〒221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目29番1号 第6安田ビル3階	045-410-1160
新潟 産業保健総合支援センター	〒951-8055	新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地 朝日生命新潟万代橋ビル6階	025-227-4411
富山 産業保健総合支援センター	〒930-0856	富山県富山市牛島新町5番5号 インテックビル4階	076-444-6866
石川 産業保健総合支援センター	〒920-0031	石川県金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル9階	076-265-3888
福井 産業保健総合支援センター	〒910-0006	福井県福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル7階	0776-27-6395
山梨 産業保健総合支援センター	〒400-0047	甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階	055-220-7020
長野 産業保健総合支援センター	〒380-0935	長野県長野市中御所1丁目16番11号 鈴正ビル2階	026-225-8533
岐阜 産業保健総合支援センター	〒500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6丁目16番地 大同生命・廣瀬ビル地下1階	058-263-2311
静岡 産業保健総合支援センター	〒420-0034	静岡県静岡市葵区常磐町2丁目13番1号 住友生命静岡常磐町ビル9階	054-205-0111
愛知 産業保健総合支援センター	〒460-0004	愛知県名古屋市中区新栄町2丁目13番地 栄第一生命ビルディング9階	052-950-5375
三重 産業保健総合支援センター	〒514-0003	三重県津市桜橋2丁目191番4号 三重県医師会館5階	059-213-0711
滋賀 産業保健総合支援センター	〒520-0047	滋賀県大津市浜大津1丁目2番22号 大津商中日生ビル8階	077-510-0770
京都 産業保健総合支援センター	〒604-8186	京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361番1号 アーバネックス御池ビル東館5階	075-212-2600
大阪 産業保健総合支援センター	〒540-0033	大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号 エル・おおさか南館9階	06-6944-1191
兵庫 産業保健総合支援センター	〒651-0087	兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20ジイテックスアントビル8階	078-230-0283
奈良 産業保健総合支援センター	〒630-8115	奈良県奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階	0742-25-3100
和歌山 産業保健総合支援センター	〒640-8137	和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県日赤会館7階	073-421-8990
鳥取 産業保健総合支援センター	〒680-0846	鳥取県鳥取市扇町115番地1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階	0857-25-3431
島根 産業保健総合支援センター	〒690-0003	島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階	0852-59-5801
岡山 産業保健総合支援センター	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井2丁目1番3号 岡山第一生命ビルディング12階	086-212-1222
広島 産業保健総合支援センター	〒730-0011	広島県広島市中区基町11番13号 合人社広島紙屋町アネックス5F	082-224-1361
山口 産業保健総合支援センター	〒753-0051	山口県山口市旭通り2丁目9番19号 山口建設ビル4階	083-933-0105
徳島 産業保健総合支援センター	〒770-0847	徳島県徳島市幸町3丁目61番地 徳島県医師会館3階	088-656-0330
香川 産業保健総合支援センター	〒760-0050	香川県高松市亀井町2番1号 朝日生命高松ビル3階	087-813-1316
愛媛 産業保健総合支援センター	〒790-0011	愛媛県松山市千舟町4丁目5番地4号 松山千舟454ビル2階	089-915-1911
高知 産業保健総合支援センター	〒780-0870	高知県高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル7階	088-826-6155
福岡 産業保健総合支援センター	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号 福岡県メディカルセンタービル1階	092-414-5264
佐賀 産業保健総合支援センター	〒840-0816	佐賀県佐賀市駅南本町6番地4号 佐賀中央第一生命ビル4階	0952-41-1888
長崎 産業保健総合支援センター	〒852-8117	長崎県長崎市平野町3番5号 建友社ビル3階	095-865-7797
熊本 産業保健総合支援センター	〒860-0806	熊本県熊本市中央区花畠町9番24号 住友生命熊本ビル3階	096-353-5480
大分 産業保健総合支援センター	〒870-0046	大分県大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階	097-573-8070
宮崎 産業保健総合支援センター	〒880-0806	宮崎県宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命宮崎ビル6階	0985-62-2511
鹿児島 産業保健総合支援センター	〒890-0052	鹿児島県鹿児島市上之園町25番1号 中央ビル4階	099-252-8002
沖縄 産業保健総合支援センター	〒901-0152	沖縄県那覇市字小禄1831番1号 沖縄産業支援センター2階	098-859-6175

◆全国の産業保健総合支援センター一覧

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

TEL : 0570-783046 FAX : 044-411-5531

<https://www.johas.go.jp/>

(令和元年5月)